



1月31日（月）からコンビニエンスストアで 住民税証明書が取得できるようになります

コンビニエンスストア等に設置されたキオスク端末を利用し、マイナンバーカードを使って公的証明書が取得できる「コンビニ交付サービス」で、新たに「住民税証明書（所得証明書及び課税・非課税証明書に該当）」が取得できるようになります。

●利用開始日

令和4年1月31日（月）から

●利用対象者

以下のすべてに該当する方

- ・松戸市に住民登録がある
- ・証明書を発行する年度に、松戸市で課税（非課税）の決定がされている
- ・利用者証明用電子証明書を有したマイナンバーカードを持っている

※利用者証明用電子証明書とは、マイナンバーカードのICチップ内の公的個人
証明サービスが有効なもの。

●取得できる証明書

「住民税証明書」（所得証明書及び課税・非課税証明書に該当）

※現在取得できる最新年度のものに限る）

●利用可能時間

6時30分～23時 ※年末年始及びメンテナンス日を除く

●手数料

1通300円 ※窓口交付と同額

【本件に関する問い合わせ先】

〒271-8588 千葉県松戸市根本387-5

松戸市財務部市民税課 ☎047-366-7322

FAX047-365-9416 ✉mcshiminzei@city.matsudo.chiba.jp